尼崎市市民運動推進委員会規約運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、尼崎市市民運動推進委員会規約(以下、「規約」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(規約第4条第2項のそれ以外の役員の選任方法)

- 第2条 尼崎市長以外の役員は、尼崎市市民運動推進委員会(以下、「委員会」という。)を構成する団体のうち別表の団体による推薦者の中から、総会において選任する。
- 2 尼崎市長以外の共同代表及び副代表は、役員会において選出し、総会において選任する。 (規約第4条第4項のあらかじめ定めた順位)
- 第3条 共同代表の職務を代理する副代表の順位は、役員会において定める。

(実施の細目)

第4条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施について必要な事項は、役員会で協議して定める。

付則

この細則は、令和3年2月26日から適用する。

別表

	団体
1	尼崎市
2	尼崎市社会福祉協議会
3	尼崎市市民運動中央地区推進協議会
4	尼崎市市民運動小田地区推進協議会
5	尼崎市市民運動大庄地区推進協議会
6	尼崎市市民運動立花地区推進協議会
7	尼崎市市民運動武庫地区推進協議会
8	尼崎市市民運動園田地区推進協議会
9	尼崎市防犯連絡協議会
1 (D 尼崎市に所在する地区交通安全協会
1 :	1 尼崎市連合婦人会
1 2	2 尼崎商工会議所
1 3	B 尼崎市 PTA 連合会